

新学校法人会計基準等説明会 学校法人会計基準の改正等について

文部科学省高等教育局私学部参事官付
令和7年6月

本日の説明内容

1. 学校法人会計基準の改正

2. 私立学校振興助成法施行規則等の制定

3. 令和8年度以降の決算スケジュール

1. 学校法人会計基準の改正

○改正の概要

私立学校法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。（第29条、第30条関係）
- 理事長の選定は理事会で行う。（第37条関係）

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。（第31条、第45条、第46条、第48条関係）

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。（第18条、第31条関係）
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。（第62条関係）
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。（第33条、第67条、第140条関係）

④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。
（第80条～第87条、第144条関係）

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。
（第150条関係）

3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。（第53条、第86条関係）
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。
（第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係）
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。（第157条～第162条関係）

施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

学校法人会計基準 改正の概要（１）

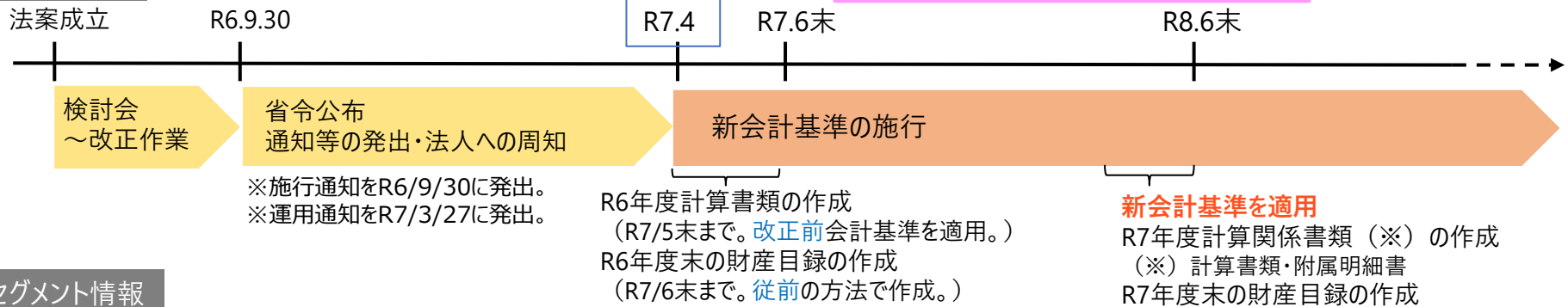
施行日：令和７年４月１日

- 令和6年7月下旬からパブリック・コメントを実施し、9月30日に新会計基準を公布。

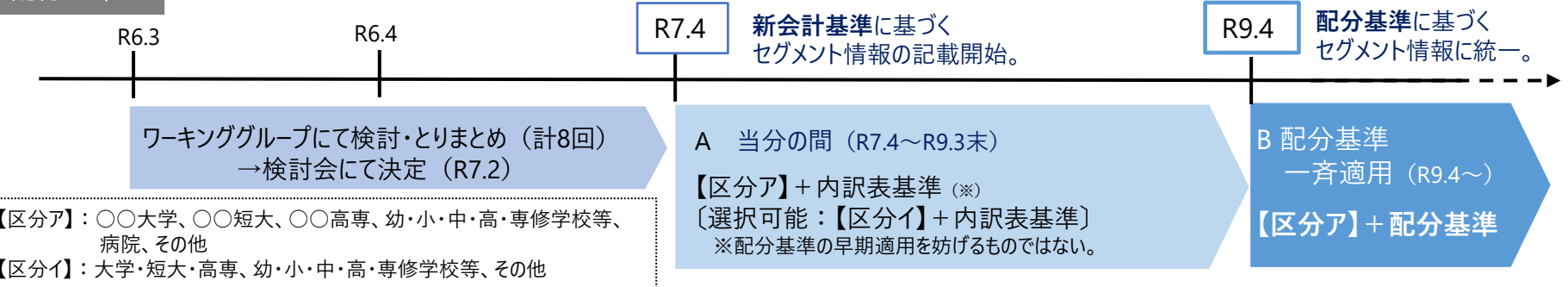
	根拠	主な目的	適用対象
改正前の会計基準	私立学校振興助成法	補助金の適正配分	経常費補助を受ける学校法人 ※実際にはほとんどの学校法人が対象
新会計基準	私立学校法	法改正後 情報開示	全ての学校法人等 ※学校法人＋準学校法人

スケジュールイメージ

新会計基準



セグメント情報 配分基準



趣旨

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）により、補助金の適正配分を主な目的として私立学校振興助成法に位置づけられていた学校法人会計基準は、ガバナンス強化の観点から、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として、私立学校法に位置づけられたことを踏まえ、各種規定を整備する。

改正のポイント

1. 計算書類及び附属明細書

学校法人が作成しなければならない各会計年度に係る計算書類、附属明細書は次のとおりとする。

計算書類

- 貸借対照表
- 事業活動収支計算書
- 資金収支計算書
- 資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書

附属明細書

- 固定資産明細書
- 借入金明細書
- 基本金明細書

（※）収益事業会計については、計算書類及びその附属明細書に代えて、**貸借対照表**及び**損益計算書**を作成

2. 注記事項

計算書類には、次に掲げる事項を注記することとする。

- ① 重要な会計方針
- ② 重要な会計方針の変更
- ③ 減価償却額の累計額の合計額
- ④ 徴収不能引当金の合計額
- ⑤ 担保提供資産の種類及び額
- ⑥ 基本金未組入高
- ⑦ 第4号基本金に相当する資金を有していない場合、その旨及び対策
- ⑧ **セグメント情報**
- ⑨ 重要な偶発債務
- ⑩ **子法人に関する事項**
- ⑪ 学校法人の出資による会社に係る事項
- ⑫ 関連当事者との取引
- ⑬ 学校法人間の財務取引
- ⑭ 重要な後発事象
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

3. 財産目録

財産目録の作成基準として、**内容、区分、金額、様式**等を規定することとする。

4. 会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例

改正前の「知事所轄学校法人に関する特例」の内容を維持しつつ、**会計監査人を設置する知事所轄学校法人は特例を適用しない**こととする。

5. その他

- ・「セグメント情報」は、大臣が所掌する大学、短期大学、高等専門学校はそれぞれ独立した収支が見えるようになる。
- ・「子法人に関する事項」は、改正私立学校法を踏まえて、子法人に対するガバナンス強化の観点から設けている。

（※）改正前の学校法人会計基準により作成を求めていた「事業活動収支内訳表」「資金収支内訳表」「人件費支出内訳表」は、学校法人会計基準から削除のうえ、私立学校振興助成法に基づく書類と位置付けた。

1. 学校法人会計基準の改正

○改正のポイント

【1】計算書類・附属明細書

計算書類・附属明細書・財産目録の体系イメージ（新会計基準第3章、第4章）

ポイント

- ✓ 情報開示に適さない書類は位置づけや様式を変更。
- ✓ 内訳表を計算書類から除き、代わりにセグメント情報を追加。
- ✓ 財産目録の様式等についても新会計基準で規定。

改正前会計基準による計算書類

- ・私立学校振興助成法が根拠
- ・所轄庁による補助金の適正配分が目的

計算書類（第4条）

- ・資金収支計算書
 - ・資金収支内訳表（※）
 - ・人件費支出内訳表（※）
- ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
 - ・事業活動収支内訳表（※）
- ・貸借対照表
 - ・固定資産明細表
 - ・借入金明細表
 - ・基本金明細表

（※）計算書類からは除き、私立学校振興助成法で提出を求める書類として位置付ける（私学助成法施行規則2）

注記は計算書類の末尾に記載することを明示

利害関係者にとって著しく不利益となるおそれのある項目等、部分的に様式を変更したうえで附属明細書へ

（様式について法令上の定めなし）

・財産目録

新会計基準の一項目として、財産目録の作成基準を定める

新会計基準による計算関係書類・財産目録

- ・私立学校法が根拠
- ・ステークホルダーへの情報開示が目的

計算関係書類（第3章）

計算書類（第16条）

- ・貸借対照表
- ・事業活動収支計算書
- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書
- ・注記事項
 - ・セグメント情報
 - ※学校、附属施設等の部門別の情報表示（事業活動収支計算書科目が対象）
 - ・子法人
 - ※私学法上の子法人に係る情報表示

附属明細書（第6節）

- ・固定資産明細書
- ・借入金明細書
- ・基本金明細書

・財産目録（第4章）

計算関係書類・財産目録は全て備置き・閲覧の対象となる（私立学校法106、107）
また、全てインターネットによる公表（★1）の対象となる（私学法施行規則49）

（私立学校法86）（私学法施行規則24）

計算関係書類・財産目録は全て会計監査人監査（★2）の対象となる

★1 大臣所轄法人等は会計監査人設置が義務付け・その他の法人は努力義務
★2 大臣所轄法人等は公表が義務付け・その他の法人は努力義務

附属明細書の内容（1／3）

（1）固定資産明細書（第5号様式）

ポイント

- ✓ 様式は変更なし。
- ✓ 「摘要」欄への増減理由の記載判断基準については、**3,000万円の閾値を削除し「贈与、災害による廃棄その他特殊な事由」又は「同一科目について資産総額の1／100」を基準とする。**

考え方

- ✓ 様式については、開示に適さない項目は無い。
- ✓ **増減理由の記載判断基準**については、法人規模に関わらず、公平性のある閾値の基準は比率による基準。
- ✓ 3,000万円は昭和40年代の物価水準を参考にしてい
ると考えられ、**金額基準に物価水準を反映するとしても、改訂基準の設定が困難。**

固定資産明細書

年 月 日から
年 月 日まで

（単位 円）

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘 要
土地							
建物							
構築物							
教育研究用機器備品							
管理用機器備品							
図書							
車両							
建設仮勘定							
（何）							
計							
第2号基本金引当特定資産							
第3号基本金引当特定資産							
（何）引当特定資産							
計							
借地権							
電話加入権							
施設利用権							
ソフトウェア							
有価証券							
収益事業元入金							
長期貸付金							
（何）							
計							
合 計							

- （注）1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 期末残高から減価償却額の累計額を控除した残高を差引期末残高の欄に記載する。
- 4 贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1／100に相当する金額を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれその事由を摘要の欄に記載する。

附属明細書の内容（2／3）

（2）借入金明細書（第6号様式）

ポイント

- ✓ 借入先については、**個別の金融機関名を開示しない**。金融機関の種類（ex.公的金融機関、市中金融機関、その他）ごとに集計して記載する。
- ✓ 記載項目については、**期首残高、当期増加額、当期減少額、期末残高、返済期限、摘要（資金使途等）**とする。
- ✓ 借入金の使途や担保物権が複数ある場合、「摘要」欄は集約して記載する。

考え方

- ✓ **個々の借入金融機関名、利率**については、地域により取引先の金融機関にとって、**同業他社に知られたくない営業情報が含まれるおそれがあり**、公開情報として適当でない。
- ✓ 利率については、平均利率を記載する方法も考えられるが、**借入金**が**1種類のみ**の場合は**実質的に個別の利率情報を記載することとなり**、記載事項になじまない。
- ✓ 「当期増加額」「当期減少額」の項目は、**借入フロー**を表し、**法人の資金繰り情報が分かり、資金収支計算書と連動した項目**である。

借入金明細書

年 月 日から
年 月 日まで

（単位 円）

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	返済期限	摘要
長期借入金	公的金融機関					
	市中金融機関					
	その他					
	計					
短期借入金	公的金融機関					
	市中金融機関					
	その他					
	小計					
	返済期限が1年以内の長期借入金					
	計					
合 計						

（注）1 摘要の欄には、借入金の使途及び担保物件の種類を記載する。

（記載例）

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	返済期限	摘要
長期借入金	公的金融機関	××	××		××	建設資金 担保なし
	市中金融機関	××	××		××	建設資金 校地担保 運転資金 担保なし
	その他					
	計	××	××		××	
合 計		××	××		××	

出所：令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」第五2.（2）

附属明細書の内容 (3 / 3)

(3) 基本金明細書 (第7号様式)

ポイント

- ✓ 「事項」欄は、各号基本金に「当期組入対象額」と「当期取崩対象額」の行を加え、差し引きで「当期組入額（又は当期取崩額）」を記載。
- ✓ 第1号基本金について、「当期組入対象額」と「当期取崩対象額」は「土地」「建物」「構築物」等、貸借対照表の小科目単位で記載。
- ✓ 「第2号基本金の組入りに係る計画表」及び「第3号基本金の組入りに係る計画表」については、明細書として作成を要しない。

考え方

- ✓ 基本金組入れ及び取崩の計算過程を明示。
- ✓ 細かすぎる情報は一般の開示資料として分かりにくく、開示に適さない一方で、少なくとも組入対象資産及び取崩対象資産の科目の開示は必要。
- ✓ 「第2号基本金の組入れに係る計画表」及び「第3号基本金の組入れに係る計画表」については、そのまま開示されると法人運営上不利益が生じるおそれがある。

基本金明細書

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

事 項	要組入高	組 入 高	未組入高	摘 要
第1号基本金				
前期繰越高				
当期組入対象額 (何)				
計				
当期取崩対象額 (何)	△	△		
計	△	△		
当期組入額(又は当期取崩額)				
当期末残高				
第2号基本金				
前期繰越高	—		—	
当期末残高	—		—	
第4号基本金				
前期繰越高				
当期組入対象額				
当期取崩対象額	△	△		
当期組入額(又は当期取崩額)				
当期末残高				
合 計				
前期繰越高	—			
当期組入額	—			
当期取崩額	—	△		
当期末残高	—			

(注) 1 この表に掲げる事項に計上すべき金額がない場合には、当該事項を省略する様式によるものとする。

2 当期組入対象額及び当期取崩対象額については、組入れ及び取崩しの原因となる事実ごとに記載する。ただし、第1号基本金については、資産の種類により一括して記載する。

3 要組入高の欄には、第1号基金金にあつては取得した固定資産の価額に相当する金額を、第4号基金金にあつては第13条第1項第4号の規定により文部科学大臣が定めた額を記載する。

4 未組入高の欄には、要組入高から組入高を減じた額を記載する。

備考

第2号基本金及び第3号基本金については、この表の付表として、基本金の組入れに係る計画集計表を次の様式に従い作成し、添付するものとする。

様式第一

第2号基本金の組入に係る計画集計表

(単位 円)

番号	計画の名称	第2号基本金当期末残高
計		

様式第二

第3号基本金の組入に係る計画集計表

(單位 円)

番号	基金の名称	第3号基本金引当特定 資産運用収入	第3号基本金当期末残高
計			

記載例を令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」別添3に掲載

1. 学校法人会計基準の改正

○改正のポイント

【2】計算書類の注記

セグメント情報の表示

(令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」第二)

ポイント

- ✓ 内訳表に代わり、計算書類において**セグメント（学校、附属施設等の部門）別の情報**を表示する。
- ✓ セグメント情報の開示に際しては、学校法人等のセグメントごとの**経済の実態を反映したもの**とすることが望ましい。

	セグメント情報	内訳表
趣旨	✓ 学校法人全体の経営状況に加えて、各学校等の個別の部門に関する情報開示 ✓ 学校法人等のセグメントごとの経済の実態を反映したものとすることが望ましい	✓ 国または地方公共団体において、私立学校に対する経常費補助の効果を具体的に把握し、教育活動の実態に即した有効適切な振興策策定のための資料が得られるようにすること
区分	✓ 各学校法人等の業務内容等に応じて適切に設定 ✓ 一定の区分に基づくセグメント情報は全ての学校法人において共通に設定（④、⑤は複数設置している場合は集約可） ① 大学 ② 短期大学 ③ 高等専門学校 ④ ①～③以外の学校、専修学校及び各種学校 ⑤ 病院 ⑥ その他（学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所等）	✓ 学校法人、各学校、研究所、各病院、農場等（資金収支内訳表については学部等に細分）
配分基準	✓ 経済実態をより適切に表す配分基準（配分基準）（R9年度から一斉適用。R7,8年度早期適用可） ✓ R7、R8年度：資金収支内訳表等の配分基準（内訳表基準）	✓ 資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（昭和55年11月4日文管企第250号文部省管理局長通知）
科目	✓ 事業活動収支計算書における「教育活動収入計」「教育活動支出計」「教育活動収支差額」等の小計科目	✓ 小科目まで表示（人件費支出内訳表はさらに細分）
開示義務	✓ 有	✓ 無 （法的義務は無いが平成16年通知（※1）により積極的な開示を推奨。約20%の学校法人においてHPで開示。（※2））

（※1）私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（平成16年7月25日16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知）

（※2）日本私立学校振興・共済事業団「令和3年度学校法人のガバナンス体制に関するアンケート」報告（令和4年9月）P141

◇学校法人会計基準の改正（令和6年9月30日公布、令和7年4月1日施行）

・計算書類の注記事項として、セグメント※情報の記載を規定。（新会計基準40⑧）

※セグメント：学校法人を構成する一定の単位

◇セグメント情報における配分基準

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」が取りまとめた報告書（令和6年1月31日）において、セグメントの区分が以下のとおり示されるとともに、セグメントの原則的な配分基準として定める「経済の実態をより適切に表す配分基準」の検討が必要であるとされた。

（セグメント区分）

- 各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分に基づき、セグメント別の明細を表示する。
ただし、以下に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に表示する。
 - ① 私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校
 - ② ①以外の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園）、私立専修学校及び私立各種学校
 - ③ 病院
 - ④ その他（学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所、学校法人共通）

※表示すべきセグメントが「その他」以外に1つのみの学校法人等については、セグメント情報の作成を省略できる。

例）1つの大学のみを設置している場合

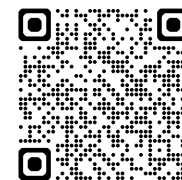
これを受け、「学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ」を設置。

- ➡ 私立学校の特性や現場の実態を踏まえつつ新配分基準を検討し、報告書を取りまとめ。（令和6年12月18日）

※最終版はコチラ

『学校法人会計基準のセグメント情報における配分基準について』

https://www.mext.go.jp/content/20250319-mxt_sigsanji-000041095_1r.pdf



< 主な検討事項 >

- ①収支項目の配分について
（特に、医歯学部と附属病院の業務を兼務する場合の人件費の取扱い）
- ②「学校法人部門」の定義等について
（文言の見直し、セグメントの立て方）
- ③配分基準の適用時期等について

「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（昭和55年11月4日文管企第250号文部省管理局長通知）の各部門への計上及び配分の考え方の妥当性は基本的には変わらない。（1.～3.(1)）
ただし、複数セグメントの業務を兼務する教職員人件費については、以下3.(2)のとおりとする。

1. 配分計算の単位

合理的な範囲で各学校法人が選択するものとするが適当。

2. 収入項目の配分

寄付金、経常費等補助金、付随事業収入その他の収入項目は、受取理由、使途等を勘案して配分。

3. 支出項目の配分

(1) 共通経費

特定のセグメント区分に帰属させるべきケースは、各学校法人が運営実態に基づき合理的な配分基準を設定。

(2) 複数セグメントの業務を兼務する教職員人件費

複数セグメントの業務を兼務する教職員人件費について、「発令基準」に基づく処理が必ずしも経済の実態を表しているとは言えないケースもある。このようなケースでは、発令基準に比して「経済の実態をより適切に表す」と合理的に説明できる配分基準（各セグメント区分の業務の範囲を定義し、業務に従事する時間や兼務割合など勤務実態を反映した基準）に基づき配分

勤務実態の把握方法：過年度や過去の一定期間の実績値を用いるなど合理的に説明できる方法

ただし、以下の例のように、発令の内容により人件費が明確に区分されている場合は、勤務実態の把握は不要。

（例1）教職員が役員を兼務する場合

「大学」の教職員として発令されている者が、「学校法人部門」の役員としても発令されている場合において、それぞれの人件費が発令の内容により区分されている場合については、当該人件費を各々のセグメント区分に計上。

（例2）大学と短期大学を兼務する場合

「大学」の教職員として発令されている者が、「短期大学」の教職員としても発令されている場合において、それぞれの人件費が発令の内容により区分されている場合については、当該人件費を各々のセグメント区分に計上。

1. 医学部・歯学部の教職員が附属病院の業務を兼務する場合

医学部・歯学部と、教育研究活動と一体的に診療業務を行う附属病院を一括したセグメント「うち、医学部等及び附属病院」を設け、セグメント「大学」の内数として表示する。

部門 科目	(何) 大学		(何) 短期大学		病院	その他	合計
		うち、医学部等 及び附属病院					
教育活動収入計							
教育活動支出計							
基本金組入額合計	△	△	△		△	△	△
当年度収支差額							

※ 例えば看護学部・薬学部のような医学部・歯学部以外の学部も当該附属病院と一体的に活動している場合は、当該学部について「うち、医学部等及び附属病院」に含める。

※ 「うち、医学部等及び附属病院」に含まれる学部及び附属病院の名称を注記する。

2. 医学部・歯学部を設置していない大学が、学部と一体的に活動する病院を有している場合

医学部・歯学部と附属病院の取扱いに準じて、セグメント「うち、(何) 学部等及び病院」を、セグメント「大学」又はセグメント「短期大学」の内数として表示する。

部門 科目	(何) 大学		(何) 短期大学		病院	その他	合計
		うち、(何) 学部 等及び病院					
教育活動収入計							
教育活動支出計							
基本金組入額合計	△	△	△		△	△	△
当年度収支差額							

※ 「うち、(何) 学部等及び病院」に含まれる学部・学科及び病院の名称を注記する。

「学校法人部門」の定義等について (p.4-5)

- 1.「その他」に含まれる「学校法人部門」の業務は、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（昭和55年11月4日 文管企第250号 文部省管理局通知）に示されているが、社会状況の変化を踏まえた適切な文言に見直し。

「学校法人部門」の業務の範囲（新旧対照表）

新	旧
ア 理事会及び評議員会等の 運営 に関すること	ア 理事会及び評議員会等の 庶務 に関すること
イ 役員等の 活動全般 に関すること	イ 役員等の 庶務 に関すること
ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続に関すること	ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続に関すること
エ 法人主催の 事業 及び会議に関すること	エ 法人主催の 行事 及び会議に関すること
オ 土地の取得又は処分に関すること （他の部門の所掌に属するものを除く。）	オ 土地の取得又は処分に関すること （他の部門の所掌に属するものを除く。）
カ 法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の 策定及び管理 に関すること	カ 法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の 策定事務 に関すること
キ 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設事務に関すること	キ 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設事務に関すること
ク その他「学校法人」部門に直接かわる庶務・会計・施設管理等に関すること	ク その他「学校法人」部門に直接かわる庶務・会計・施設管理等に関すること
ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること	ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること

- 2.「その他」に含まれるものが「学校法人部門」のみの場合、セグメント区分の名称を「学校法人部門」とすることができる。
- 3.セグメント区分の「その他」に含まれるものとして提案された「学校法人共通」に係る収支については、各部門に配分する、上記の「ケ」に該当する収支として「学校法人部門」に配分することが実務上適切と考えられるため、これを設けない。

配分基準の適用時期等について (p.6)

- 配分基準の適用時期及び区分は、以下のとおりとする。

A 当分の間
(R7.4～R9.3末)

R9.4

B 配分基準一斉適用
(R9.4～)

区分		配分基準
	【区分ア】	+ 内訳表基準 (※1)
選択可能 (※2)	【区分イ】	+ 内訳表基準

区分		配分基準
【区分ア】	+	配分基準

※1 配分基準の早期適用を妨げるものではない。

※2 【区分イ】及び内訳表基準の適用は、「A 当分の間」のみ。

【区分ア】

科目	部門	(何) 大学	(何) 短期大学	(何) 高等 専門学校	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学校・ 専門学校等	病院	その他	合計
教育活動収入計								
教育活動支出計								
教育活動収支差額								
教育活動外収支差額								
経常収支収支差額								
特別収支差額								
基本金組入前当年度収支差額								
基本金組入額合計		△	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額								

【区分イ】

科目	部門	大学・短大・高専	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学校・ 専門学校等	その他	合計
教育活動収入計					
教育活動支出計					
教育活動収支差額					
教育活動外収支差額					
経常収支収支差額					
特別収支差額					
基本金組入前当年度収支差額					
基本金組入額合計		△	△	△	△
当年度収支差額					

* 表示すべきセグメントが、「その他」以外に1つのセグメントのみの学校法人等については、その旨を注記した上で、セグメント情報の作成を省略できる。

例：設置学校が1つの大学の場合。

幼稚園と保育所のみを設置する場合や、高等学校と中学校のみを設置する場合、これらを一括して1つのセグメントとした場合

ポイント

- ✓ 改正私学法施行規則第11条に規定する子法人について記載する注記を新設。
- ✓ 記載事項
 - ① 子法人の概要
 - ② 学校法人と子法人の取引の関連図
 - ③ 子法人との取引の状況
 - ④ 子法人の債務に係る保証債務
- ✓ 子法人のうち「学校法人の出資による会社に係る事項」、「関連当事者との取引の内容に関する事項」又は「学校法人間の財務取引」の注記の対象として該当するものがある場合、「他の注記事項との関係」として、その旨を記載

考え方

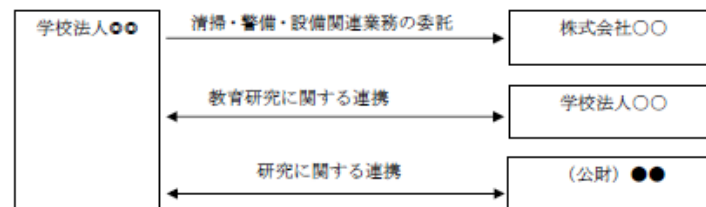
- ✓ 改正私学法においては、監事や会計監査人に子法人の業務等の調査権限を付与するなど、子法人に対するガバナンスが強化されている。
- ✓ 子法人（改正私学法施行規則で定義を規定）の考え方では、議決権の割合等に着目して、経営支配の有無を判定することとしている。
- ✓ 「学校法人の出資による会社に係る事項」「関連当事者との取引」「学校法人間の財務取引」に関する注記と、今般の「子法人」の考え方が異なることから、注記に「子法人」を追加。

10. 子法人に関する事項

（1）子法人の概要

子法人の名称	事業内容	資本金の額	学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日	議決権の所有割合	役員の兼任等	他の注記事項との関係		
						出資会社	関連当事者	学校法人間取引
株式会社〇〇	清掃・警備・設備関連業務の委託	××円	令和×年×月×日 ×××円 ×××株 総出資金額に占める割合 ××%	××%	兼任〇人 代表取締役社長（理事） 取締役（元理事） 監査役（理事）	関係あり	関係あり	
学校法人〇〇	教育研究事業	—	—	—	兼任〇人 ××		関係あり	関係あり
（公財）●●	●●事業	—	—	—	兼任〇人 ××			

（2）学校法人と子法人の取引の関連図



（3）子法人との取引の状況

子法人の名称	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
株式会社〇〇	清掃・警備・設備関連業務の委託	××円	未払金	××円
	受入配当金	××円	—	—
	受入寄附金	××円	—	—
	長期借入金	××円	長期借入金	××円
学校法人〇〇	資金の貸付	××円	貸付金	××円

（4）子法人の債務に係る保証債務

学校法人は子法人について債務保証を行っていない。

出所：令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」別添2＜例1＞10。

1. 学校法人会計基準の改正

○改正のポイント

【3】財産目録

財産目録（第4章）

ポイント

- ✓ 様式参考例（※）をベースに、財産目録の作成基準を定める。
- ✓ 財産目録には、**収益事業会計の貸借対照表に計上する資産・負債を含み**、「収益事業会計資産」「収益事業会計負債」の区分を設ける。
- ✓ 学校法人会計と収益事業会計の会計間における**内部取引（収益事業元入金や債権・債務に係る取引）を相殺消去**。
- ✓ 基本財産と運用財産の区分については、各学校法人が、改正私学法第17条第1項の規定及び寄附行為等を踏まえ決定する。

（※）私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（平成16年7月25日16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知）

考え方

- ✓ 改正私学法において、財産目録が監査及び開示対象書類となり（改正私学法第86条第1項、第107条第1項）、**監査と開示を前提とした統一した作成基準の整備が必要**。
- ✓ 財産目録が、収益事業を含む**学校法人等全体を一体として、法人全体の財産の状況を明らかにするものである**ことを前提とすれば、学校法人会計と収益事業会計の会計間における内部取引（収益事業元入金や債権・債務に係る取引）を相殺消去することが適当。

第八号様式（第47条関係）

財 産 目 録		年 月 日現在		(単位 円)
科 目		年 度	末	
一 資産額				
(一) 基本財産				
1 土地				円
(1) 校地		〇〇	m ²	円
2 建物				円
(1) 校舎		〇〇	m ²	円
3 教育研究用機器備品		〇〇	点	円
4 図書		〇〇	冊	円
(二) 運用財産				
1 現金預金				円
(1) 現金				円
(2) 普通預金				円
2 積立金				円
(1) (何)引当特定資産				円
3 有価証券				円
(1) 利付国債				円
(三) 収益事業会計資産				
合 計				円
二 負債額				
(一) 固定負債				
1 長期借入金				円
2 学校債				円
3 長期未払金				円
4 退職給与引当金				円
(二) 流動負債				
1 短期借入金				円
2 未払金				円
3 前受金				円
(三) 収益事業会計負債				
合 計				円

学校法人の実態に合わせ、科目名や記載順序を変更可能
(例:「基本財産」の中に「積立金」を記載)

- (注) 1 基本財産: 学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金
2 運用財産: 学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産
3 収益事業会計資産: 収益を目的とする事業に必要な財産（収益事業会計の貸借対照表における「資産の部」に計上する資産）
4 固定負債: 別表第一における大科目「固定負債」に計上する負債
5 流動負債: 別表第一における大科目「流動負債」に計上する負債
6 収益事業会計負債: 収益を目的とする事業に必要な負債（収益事業会計の貸借対照表における「負債の部」に計上する負債）

1. 学校法人会計基準の改正

○改正のポイント

【4】個別論点

引当金について（令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」第一）

- 改正前の学校法人会計基準別表第3の貸借対照表記載科目に示されている退職給与引当金のほか、引当金の計上について、明文の規定を設けた

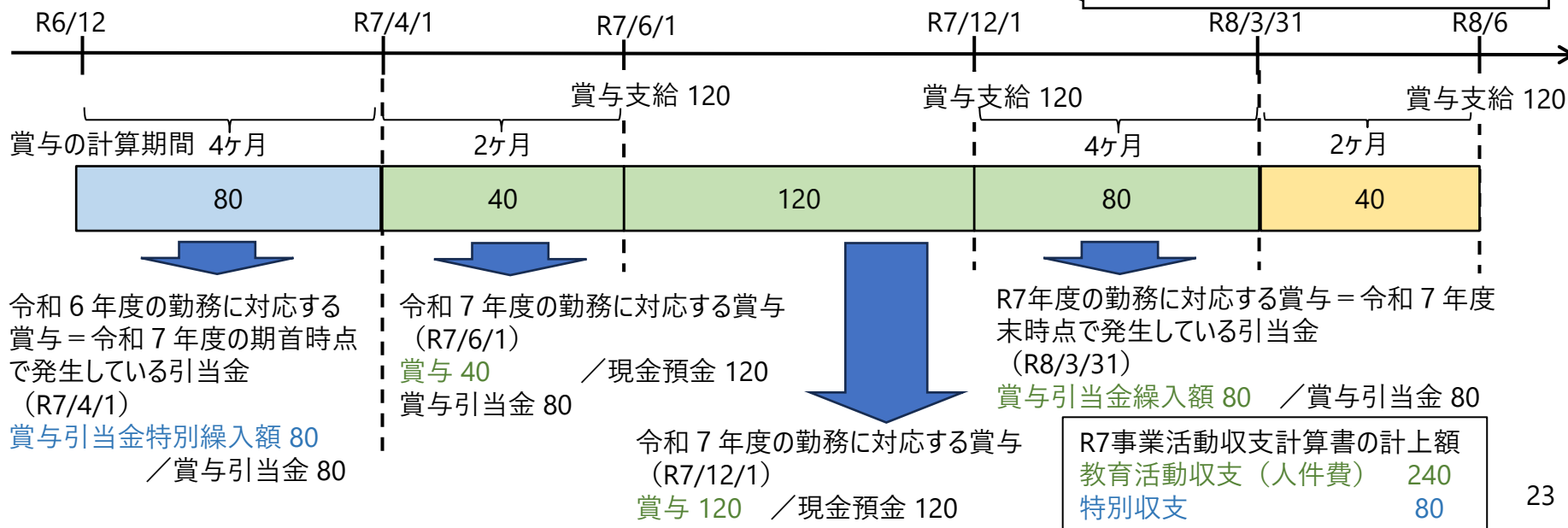
■ 引当金の計上要件 これらの要件を満たす場合に計上

- ① 将来の特定の事業活動支出・・・次年度以降に事業活動支出が見込まれる
（例：次年度に賞与支出が見込まれる）
- ② その発生が当該会計年度以前の事象に起因している・・・支出の原因が当年度以前である
（例：当年度の12月～3月の勤務実績に応じて次の賞与支給金額が決まる）
- ③ 発生の可能性が高い
（例：賞与の支給がほぼ確実に見込まれる）
- ④ 金額を合理的に見積もり可能
（例：賞与の計算方法が給与規程に明記されており、年度末時点で計算可能）

■ 令和6年度まで引当金（徴収不能引当金・退職給与引当金を除く）を計上していない場合の調整方法

令和7年度の期首時点で発生している引当金を令和7年度貸借対照表に計上する場合における、令和7年度の事業活動支出として引当金に繰り入れる金額は、事業活動収支計算書の「特別収支」の大科目「その他の特別支出」に、「（何）引当金特別繰入額」などの小科目を設けて処理することができる

設けない場合は「過年度修正額」に計上



■ 賞与引当金の計上に関して

・要件④ 金額を合理的に見積もり可能

- ➡ ✓ 「金額を合理的に見積もり可能」と判断するにあたっては、法人内の規定、法人と教職員との雇用契約、法人の予算、過去の実績、過去からの慣行その他の要因を複合的に考慮する必要がある
- ✓ 一概に「金額を合理的に見積もり可能」と判断する事例を提示することはできないが、例としては以下が考えられる

例① 就業規則、給与規定等に基づいて、賞与の支給見積額を積算可能な場合

例② 計算書類の作成時点において、6月の賞与支給額の計算が完了済みである場合

例③ 賞与の支給額について前年度の支給実績額を見積額とするなど、見積額の設定について合理的な方法に基づく場合

- ✓ 実際の判断にあたって考慮すべき要素は学校法人の経営・財務状況により多様であることから、当該要件に該当するかどうかは、上記を参考に、各学校法人の状況に応じて個別に判断いただきたい
- ✓ 決算整理時点において相当程度予測可能な事情は賞与引当金の算定時に考慮し、見積額を算定する必要がある一方、予測不可能な突発的な事情（例えば年度末時点に在籍している教職員が賞与支給日までに退職し、結果的に賞与支給が無い場合）を考慮することまでは求められていない

■ 令和6年度まで引当金（徴収不能引当金・退職給与引当金を除く）を計上していない場合の調整方法（補足）

・令和6年度の勤務に対応する賞与部分を令和7年度の期首時点で発生している引当金として計上する目的

- ➡ ✓ 令和6年度末時点の引当金相当額を過年度修正として令和7年度計算書類に反映すること

・令和6年度の勤務に対応する賞与部分を令和7年度の期首時点で発生している引当金として計上する時期

- ➡ ✓ 令和7年度計算書類の決算処理（令和8年度4月以降）に間に合うように処理していただくことが適当

収益事業について（令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」第九）

- 収益事業会計については、計算書類及びその附属明細書に代えて、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならないとされた。

（改正前は、収益事業会計に関する計算書類の具体的内容について、明文の規定が無かった）

- 学校法人は私立学校の設置を目的として設立される法人であり、その適切な運営を確保していく観点から、収益事業は一定の範囲内で行われることが求められている。

- このような学校法人の収益事業の目的や特性を踏まえ、収益事業会計に係る会計処理並びに貸借対照表及び損益計算書の作成の実務が醸成されていることから、収益事業会計に関しては、学校法人会計の慣行も踏まえつつ、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従う。

- 貸借対照表及び損益計算書の様式参考例

令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」別添 5

（収益事業会計）

貸 借 対 照 表

年 月 日

（単位 円）

資産の部	金 額	負債の部	金 額
流動資産		流動負債	
現金預金 (何)		短期借入金 (何)	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金 (何)	
土 地			
建 物			
(何)			
無形固定資産 (何)		負債 合計	
投資その他の資産 (何)		純資産の部	金 額
		元入金	
		利益剰余金	
		繰越利益剰余金	
		純資産 合計	
資産 合計		負債・純資産 合計	

（収益事業会計）

損 益 計 算 書

年 月 日から

年 月 日まで

（単位 円）

科 目	金 額	金 額
I. 営業損益		
(1) 営業収益		
○収入		
(何)		
(2) 営業費用		
(何)		
営業利益		
II. 営業外損益		
(1) 営業外収益		
(何)		
(2) 営業外費用		
(何)		
経常利益		
III. 特別損益		
(1) 特別利益		
(何)		
(2) 特別損失		
(何)		
学校会計繰入前利益		
学校会計繰入金支出		
税引前当期純利益		
法人税、住民税及び事業税		
当期純利益		

2. 私立学校振興助成法施行規則等の制定

趣旨

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）附則第19条により、私立学校振興助成法による委任を受けた、監査報告及び所轄庁への書類提出に関する各種規定を施行規則として整備する。

併せて、文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類を、告示にて定める。

制定のポイント

1. 監査報告関係（施行規則第1条）

（会計監査人を設置しない助成対象学校法人のみに関連する規定）

監査を行う公認会計士又は監査法人は、その職務を適切に遂行するため、**学校法人役員等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に務める**こととする。

2. 所轄庁への書類提出関係

（全ての助成対象学校法人に関連する規定）

（1）書類の添付（施行規則第2条）

所轄庁への書類の提出は、次の書類を添付してすることとする。

- ① **事業活動収支内訳表**
- ② **資金収支内訳表**
- ③ **人件費支出内訳表**
- ④ **公認会計士又は監査法人の監査報告その他の所轄庁が定める書類**

大臣所轄学校法人：文部科学省告示（本スライド3.）参照
知事所轄学校法人：所轄の都道府県知事の定めによる

（2）事業活動収支内訳表、資金収支内訳表、人件費支出内訳表の記載方法等（施行規則第3条、第4条、第5条）

改正前の学校法人会計基準において規定されていた内容を引き継ぐこととする。（各書類の様式も同様）

3. 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類（令和6年文部科学省告示第132号）

所轄庁が定める書類は、**人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告**とする。

3. 令和 8 年度以降の決算スケジュール

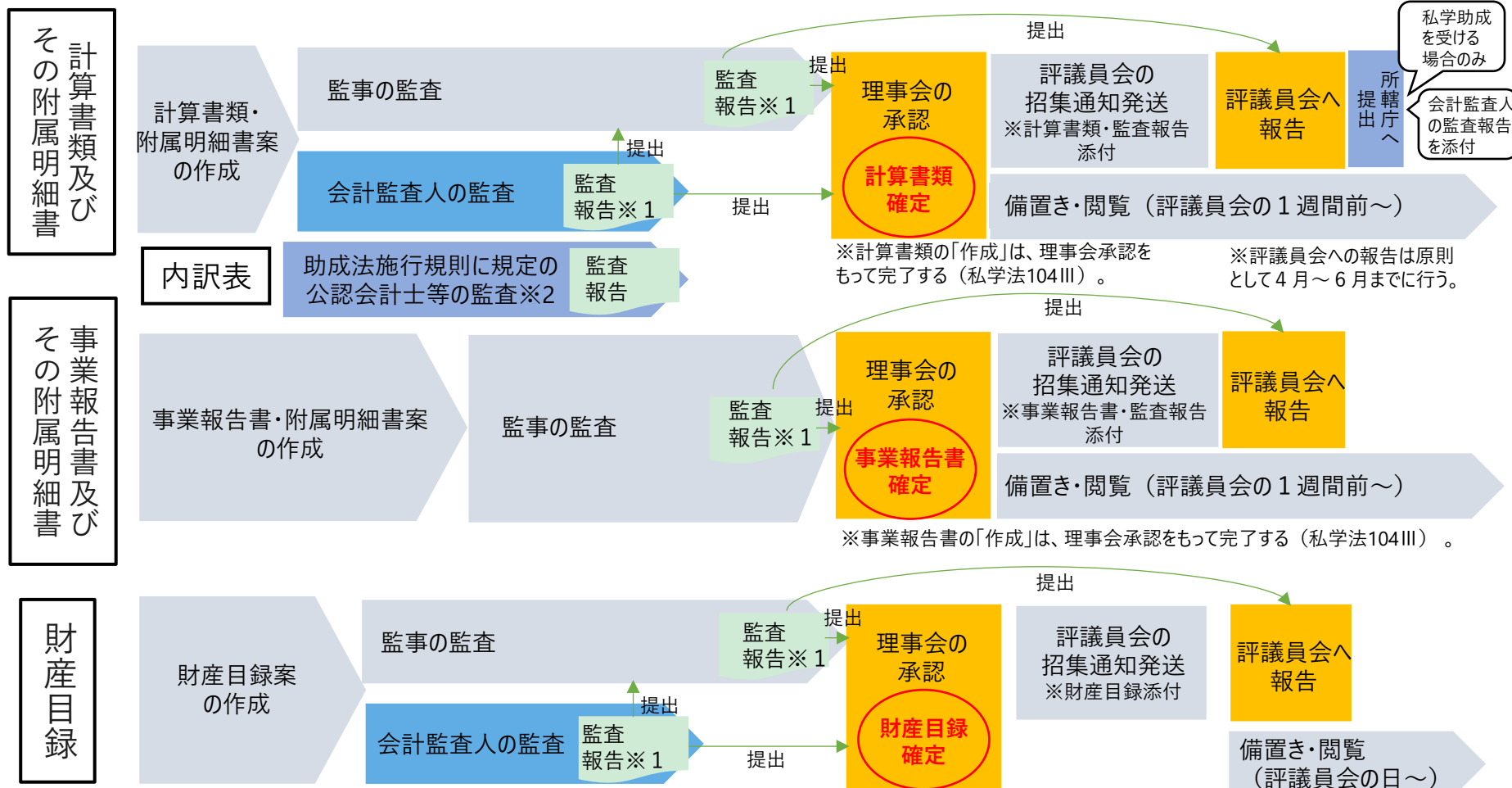
決算スケジュール例（会計監査人を設置する場合）

X年3月31日 3 か月 X年6月30日

事業年度終了

※法律上、期限が規定されているのは、計算書類・財産目録等の作成（理事会承認）期限（私学法）、及び所轄庁への計算書類の提出期限（私学助成法）のみであり、以下に示すのはあくまで例である。

- 私学法上の計算書類、事業報告書、附属明細書、財産目録等の作成（理事会承認）期限
- 助成法上の書類の提出期限

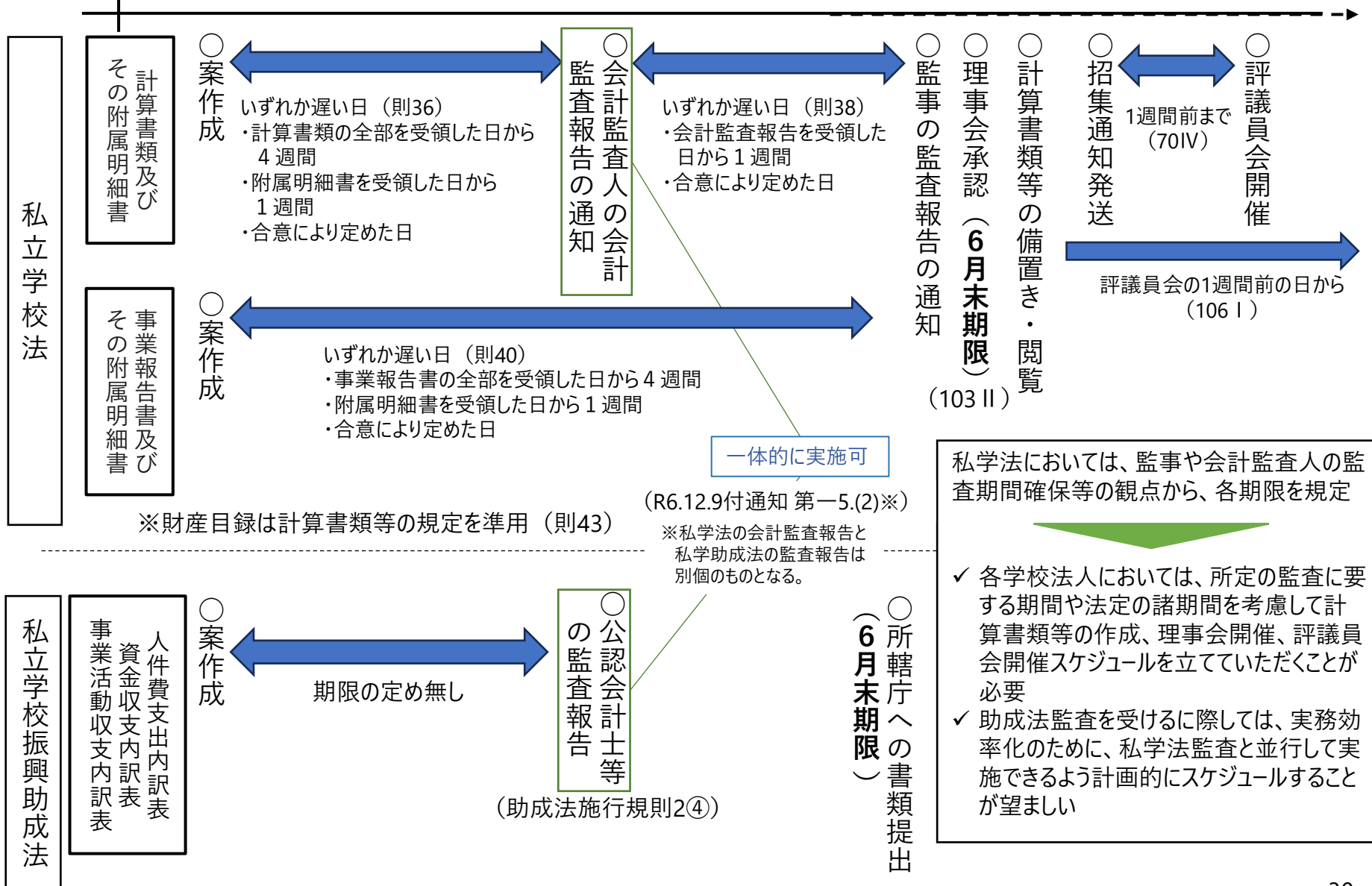


※1 会計監査人、監事の監査報告はそれぞれ1枚にまとめて作成される
 ※2 具体的には助成法施行規則第2条第4項に基づく「所轄庁の定め」で規定

※財産目録の「作成」は、理事会承認をもって完了する（私学法施行規則43I）。

計算書類等の作成から評議員会提出までの期限 (会計監査人設置を設置する場合)

X年3月31日



私学法においては、監事や会計監査人の監査期間確保等の観点から、各期限を規定

- ✓ 各学校法人においては、所定の監査に要する期間や法定の諸期間を考慮して計算書類等の作成、理事会開催、評議員会開催スケジュールを立てていただくことが必要
- ✓ 助成法監査を受けるに際しては、実務効率化のために、私学法監査と並行して実施できるように計画的にスケジュールすることが望ましい

Q&A

Q1. セグメント情報の開示を求めるのか。

A1. セグメント情報は計算書類の注記事項の1つであり（学校法人会計基準第40条第1項第8号）、大臣所轄学校法人においては公表が義務付けられています。（私学法第137条、151条）

説明資料p.7参照

Q2. 複数の学校を設置していない場合の「法人部門」のセグメント情報における取り扱いについて教えてください。

A2. セグメント情報における「学校法人部門」の業務の範囲は、令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」に記載のとおりです。（説明資料p.17参照）

また、設定すべきセグメントが、セグメント「その他」以外に一のみの学校法人については、その旨を注記した上で、セグメント情報の表示を省略できます。

セグメント情報の表示を省略せず、セグメント情報を表示する場合で、「その他」セグメントが「学校法人部門」のみであれば、セグメント名称を「その他」に代えて「学校法人部門」とすることができます。

説明資料p.13、17、18参照

Q3. セグメント情報については、『大学・短期大学・高等専門学校以外の学校は、複数設置している場合であっても、一つのセグメントとすることができる』とされていますが、『することができる』だけで従来の部門表示でも問題ない認識でよいでしょうか。

A3. 従前の内訳表を踏まえ、各学校種ごとに表示することは問題ありません。

説明資料p.12参照

Q4. 改正事項のうちセグメント情報について、大学に医学部等及び附属病院を内数として表示することとありますが、本学の場合大学と附属病院の収支合計は法人の収支の大半を占めることになり附属病院としての実態が見えにくくなる恐れがあります。このような恐れがありますが、改正内容の通りセグメント情報を表示してよいのでしょうか？

A4. 医学部と附属病院を有する場合、令和 7 年 3 月 27 日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」の「第二 セグメント情報について（第 40 条第 1 項第 8 号関係）」に記載のとおり、「うち、医学部等及び附属病院」セグメントを設け、「大学」セグメントの内数として表示いただきます。

このような対応について、学校法人として「附属病院としての実態が見えにくくなる」という問題意識をお持ちで、「附属病院としても表示する」というご判断であれば、これに加え、附属病院の収支情報をセグメント情報の脚注に記載いただくことが一案として考えられます。

説明資料p.16参照

Q5. セグメント情報について、資金収支内訳表による按分に妥当性を持って按分している場合には、令和9年度以降も資金収支内訳表と同じ配分で記載することも有り得るのか。

また、按分において気を付けなければいけないポイント（資金収支内訳表の按分とは必ず異なる按分になるものがある、など）があれば、教えていただきたい。

A5. 複数のセグメントに共通する収入額及び支出額については、経済の実態を適切に表す配分基準（以下「配分基準」という。）により配分することとなり、これまでの資金収支内訳表による按分が、引き続き経済の実態を適切に表していると合理的に説明できる場合は、令和9年度以降も資金収支内訳表と同じ配分で計上することができます。

合理的に説明できない場合は、在籍者数、職員数、使用時間、面積等を用いて配分基準を合理的に設定してください。

按分時に留意が必要なのは、複数のセグメントの業務を兼務する教職員の人件費で、これは、業務に従事する時間や兼務割合等、勤務実態を反映した配分基準に基づき各セグメントに配分する必要があります。ただし、発令の内容により人件費が明確に区分されている場合は、その限りではなく、当該人件費を各セグメントに計上することができます。

（令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」の「第二 セグメント情報について（第40条第1項第8号関係）」参照）

説明資料p.15参照

Q6. 人件費について；

セグメントに合理的配分で計上することについて、法人、大学、併設校で兼務している職員の人件費をどのように計上するか、ご教授いただきたいです。

また、資金収支内訳表、事業活動収支内訳表、人件費内訳表とも一致する必要があるのでしょうか。

A6. 法人、大学、併設校で兼務している職員の人件費は、業務に従事する時間や兼務割合等、勤務実態を反映した配分基準に基づき各セグメントに配分します。

ただし、発令の内容により人件費が明確に区分されている場合は、その限りではなく、当該人件費を各セグメントに配分します。

（令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」の「第二セグメント情報について（第40条第1項第8号関係）」参照）

資金収支内訳表等の配分基準（昭和55年11月4日付け「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」）と、セグメント情報における経済の実態を適切に表す配分基準は異なる基準であり、内訳表とセグメントの数値は必ずしも一致するものではありません。

説明資料p.15参照

Q7. 学校法人会計基準や令和 7 年 3 月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」には、「賞与引当金」の文言が無いが、賞与引当金は必ず計上しなければならないのか。

また、修繕引当金など他の引当金も計上必須なのか。

A7. 学校法人会計基準第 11条第 2 項は、「退職給与引当金のほか、引当金については」と規定しており、賞与引当金に限らず、令和 7 年 3 月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」の「第一 引当金について（第11条第 2 項関係）」において示した「①将来の特定の事業活動支出であること、②その発生が当該会計年度以前の事象に起因するものであること、③発生の可能性が高いこと、④金額を合理的に見積ることができること」という 4 つの要件を満たすものについて、引当金として計上することが適切と考えています。

具体的にどの引当金を計上する必要があるかという点については、学校法人の経営・財務状況により多様であることから、本日の説明を参考に、各学校法人の状況に応じて個別に判断頂くようお願いいたします。

説明資料p.23、24参照

Q8. 新基準に「賞与引当金」の論点が出ていますが、私大退職給与引当金と同様に、必ず引当金を計上しなければならないものなのでしょうか。それとも、計上することができるという位置づけなのでしょうか。

当初予算に計上していませんが、補正予算を組む必要がありますか。

A8. 令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」の「第一 引当金について（第11条第2項関係）」において示した通り、「①将来の特定の事業活動支出であること、②その発生が当該会計年度以前の事象に起因するものであること、③発生の可能性が高いこと、④金額を合理的に見積ることができること」という4つの要件に該当する場合は、引当金として計上することが適切です。

予算への計上については、学校法人会計基準では予算への計上基準を定めていないことから、各学校法人における諸規程等を踏まえ、補正予算を組む等個別にご判断ください。

説明資料p.23、24参照

Q9. 学校法人会計基準第11条第2項に基づき新たに賞与引当金を計上する必要があると承知しているが、賞与引当金の算出方法等についてご教示願いたい。

A9. 算出方法等、賞与引当金の見積もりに関し、実際の判断にあたって考慮すべき要素は学校法人の経営・財務状況により多様であることから、本日の説明を参考に、各学校法人の状況に応じて個別に判断頂くようお願いいたします。

Q10. 令和7年度分の賞与引当金の繰り入れが必要と思われますが、どの科目で処理するのが適切であるかを確認いたしたい。

A10. 学校法人の判断により処理いただければと思いますが、事業活動収支計算書の「教育活動収支」の大科目「人件費」に小科目「賞与引当金繰入額」を追加していただく等によることが考えられます。

Q11. 賞与引当金と賞与引当特定資産の決算書(予算書)の勘定科目は明確に通知されるのでしょうか。
法定福利費等の処理の方法も併せて通知されるのでしょうか？

A11. 賞与引当金と賞与引当特定資産の決算書(予算書)の勘定科目及び法定福利費等の処理の方法について、通知する予定はありません。

勘定科目については、各学校法人で適当な科目を設定ください。

なお、流動負債の部に計上する賞与引当金に対応した支払資金の資産計上科目については、固定資産に特定資産「賞与引当特定資産」として計上するよりも、流動資産（例：現金預金、有価証券）として計上することの方が、貸借対照表における流動資産と流動負債の対比の観点から有用と考えられます。

賞与引当金の計上に伴い発生する法定福利費の会計処理については、他会計制度では未払費用として計上することが一般的ですが、学校法人会計では「未払費用」勘定が用いられないこと、賞与に付随する法定福利費の支出と考えられることに鑑み、「賞与引当金」に含めて計上することが考えられます。

Q12. 財産目録の記載について伺います。

財産目録に記載する基本財産は「学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。」とされており、基本財産に「資金」が含まれることが想定されていますが、この場合、財産目録の基本財産の中に例えば「5 積立金」という項目を立ててその下に基本財産に相当する特定資産を表示することでよいでしょうか。

(「積立金」は財産目録の記載例において「運用財産」の中に表示されていますが、これとは別に「基本財産」にも「積立金」を表示してよいでしょうか。)

A12. ご質問のように、基本財産の中に「積立金」を立てて、基本財産に相当する特定資産を表示することは可能です。

学校法人の資産の内容や保有目的はさまざまであり、基本財産と運用財産の区分は、私学法第17条や寄附行為等を踏まえて、各学校法人の判断によるものと考えています。

説明資料p.21参照

Q13. 財産目録の様式は、各学校の実態に合わせて内容を一部変更することは可能でしょうか。それとも様式通りの順番を厳守しなければならないのでしょうか。

また、記載内容は限定列挙なののでしょうか。

A13. 学校法人会計基準第45条において財産目録の区分表示項目を規定しており、これらは遵守していただく必要があります。財産目録の第八号様式における「1 土地」「2 建物」等の科目名や記載順序については、各学校法人の実態に合わせ、必要に応じて変更しても差し支えありません。

また、「(1)校地」等、貸借対照表に記載した科目よりも詳細な内容については、学校法人の資産の内容や保有目的はさまざまであり、各学校法人の判断によるものと考えています。

(財産目録の区分)

第45条 財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産額と負債額とに区分表示するものとする。

- 2 資産額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第三号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。
 - 一 基本財産（学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）
 - 二 運用財産（学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。）
 - 三 収益事業会計資産（収益事業に必要な資産をいう。）
- 3 負債額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第三号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。
 - 一 固定負債（別表第一における大科目「固定負債」に計上する負債をいう。）
 - 二 流動負債（別表第一における大科目「流動負債」に計上する負債をいう。）
 - 三 収益事業会計負債（収益事業に必要な負債をいう。）

Q14. 予算資料について、様式に特段の定めがないという認識でよいか。

これまでもひながたが公開されておりましたが、標準的なものがあれば教えていただきたい。（特に、前年度対比の要・不要についてご教授いただきたい）

A14. 予算の様式は省令等で定めがありません。

各学校法人がこれまで使用してきた様式を活用することで差し支えありません。また、必ずしも前年度対比である必要はありません。

Q15. 事業報告書の附属明細書について、推奨のフォーマットがあればご教示ください。

A15. 推奨のフォーマットは特にありません。

Q16. 新しい私学法に則った監事監査報告書のテンプレート案があれば、提示していただきたい。

A16. 様式参考例等は特にご案内していませんので、社会福祉法人等他の事例も参考にご検討ください。

別紙 2	
監 査 報 告 書 平成〇年〇月〇日 社会福祉法人 〇〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 殿 監事 〇〇 〇〇 ㊟ 監事 〇〇 〇〇 ㊟	2 監査の結果 (1) 事業報告等の監査結果 ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。 ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。 ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。 (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果 会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
私たち監事は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの平成〇年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。 1 監査の方法及びその内容 各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。 (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。 (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部管理体制）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。 (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。 以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。	以 上

Q17. 資金収支内訳表、事業活動収支内訳表、人件費内訳表は、私学振興助成法で定める提出書類とございますが、今回の法令改正対象外のため、こちらの作成ルールに変更はございませんでしょうか。
また、注記事項や、附属明細書の様式テンプレートは提示されますでしょうか。

A17. 資金収支内訳表、事業活動収支内訳表、人件費支出内訳表は、新たに私立学校振興助成法施行規則に規定しました。記載内容や様式等は、改正前の学校法人会計基準において規定されていた内容を引き継いでいます。

注記事項については、令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」別添2の記載例をご参考ください。

附属明細書の様式は、学校法人会計基準第五号様式から第七号様式をご参照いただくほか、文部科学省のホームページにExcel版の様式を掲載していますのでご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/1362110.htm

説明資料p.27参照

Q18. 計算書類、附属明細書、財産目録は一冊の資料としてまとめるのか。

A18. 計算書類、附属明細書、財産目録のまとめ方は各学校法人のご判断によります。文部科学省への提出における綴じ方に関しては、QA19をご参照ください。

Q19. 計算書類の提出の際、各様式はどのような順番となるのか教えていただきたい。特に内訳表（事業活動収支内訳表、資金収支内訳表、人件費支出内訳表）を入れ込む位置についてお願いいたします。

また、第2号基本金の組入りに係る計画表と収益事業に係る計算書類の挿入位置についても、併せてご教授をお願いいたします。

A19. 計算関係書類を提出いただく際の書類の順序は、令和6年12月9日付け「私立学校振興助成法第14条第4項に基づく書類の提出等について（通知）」の「第一 文部科学大臣への書類の提出について」の「3. 提出方法等について」にて以下のとおりご案内しています。（①と②は別冊となります。）

① 計算書類及びその附属明細書

学校法人会計基準第一号様式から第四号様式、注記事項、第五号様式から第七号様式、収益事業の貸借対象表及び損益計算書の順

※ 「基本金の組入りに係る計画集計表」は基本金明細書（第七号様式）の付表であるため、第七号様式の後に添付

※ 計算関係書類の会計監査報告と、財産目録の会計監査報告が一体で作成されている場合、末尾に財産目録を追加

（日本公認会計士協会が公表する会計監査報告のひな形は、計算関係書類の会計監査報告と財産目録の会計監査報告が一体となった様式であり、原則として「一体で作成される場合」となることが想定されます。）

② 内訳表

私立学校振興助成法施行規則の第一号様式から第三号様式の順

Q20. 予算書や決算書・監査報告書を電磁的に作成した場合に、文部科学省へはどのように提出すればよいのか。（メール添付で良い？どのアドレスに送る？）

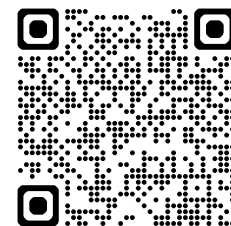
A20. 提出方法等に関する詳細は、提出時期近くに私学助成課より別途ご案内いたします。

Q21. 第106条では、事務所の備え付けを定時評議員会の日“一週間前から”5年間となっております。一方、第107条では、財産目録等を定時評議員会から5年間となっております。実務的には大体、同じタイミングで作成するのですが、この一週間程度のタイムラグにはどういう趣旨・目的・背景があるのでしょうか？

A21. 計算書類等は、私学法第106条により「定時評議員会の日1週間前の日」から備え置くとしたことで、事前の閲覧等が可能となり、評議員がいち早く法人運営や財産の状況を把握して評議員会に備えることができるようになりました。

一方、財産目録等（財産目録、役員及び評議員の名簿、役員等に対する報酬等の支給基準）は、改正前の私学法第47条第2項においてこれら書類を「作成の日から」備置くことが規定されていましたが、法改正により「定時評議員会の日から」となりました（第107条）。これは、役員や評議員の任期が定時評議員会の集結の時までとされ（私学法第29条第1項等）、定時評議員会で新たな役員や評議員が選任されることもあり、財産目録、役員及び評議員の名簿、役員等に対する報酬等の支給基準のそれぞれで作成時期が異なることが想定され、備置きの事務が煩雑とならないようにしたものと考えられます。

学校法人会計基準に関する情報を文部科学省のホームページに掲載しました
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/1362110.htm



本日の説明会でいただいた質問など、学校法人会計基準の運用に関するQ&Aを
随時公表予定です。

内容に不明点等があれば、ご相談ください。

文部科学省高等教育局
私学部参事官付財務調査係
電話：03-5253-4111（2539）
メール：sigsanji@mext.go.jp